

報 道 資 料

令和3年5月10日

消費・生活安全課

担当：常田・榎谷

内線：3180, 3181

ダイヤル：0742-27-8704

新型コロナウイルス感染防止等を行う飲食店等の 認証制度の創設について

奈良県緊急対処措置の一環として、新型コロナウイルス感染防止対策等を行う飲食店等を県が認証する制度を創設し、感染拡大防止と経済活動の早期回復を図ります。

具体的な内容は、以下のとおりです。

記

(1) ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する飲食店等を県が認証します。

- ① 対 象：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を有する店舗のうち、客席を有するもの
(レストラン、食堂、居酒屋、スナック、旅館、ホテル、カラオケ店等
約9,000店舗)

(参考) 県内飲食店等店舗数 約13,500店舗
うち、客席を有する店舗 約9,000店舗

- ② 認証基準：国の考え方を基に県の専門家の意見も踏まえ策定。

5月末を目処に認証制度を開始

(2) 認証取得に向けた感染防止対策導入補助金を県が支給します。

- ① 対 象：飲食店営業又は喫茶店営業の許可を有する店舗のうち、客席を有するものを営む法人、個人事業主
- ② 条 件：認証店又は認証取得に取り組むこと
- ③ 補助対象経費：感染防止に係る経費
- ＜基本的な感染予防対策＞
アルコールディスペンサーの購入、手洗い場の設置 等
- ＜飛沫感染防止対策＞
仕切り用アクリル板等の設置 等
- ＜接触防止対策＞
手洗い場の自動水栓化、キャッシュレス決済専用端末の購入 等
- ＜換気機能向上対策＞
換気設備設置・改修、二酸化炭素測定器の購入 等
- ④ 補助率：補助対象経費の3/4 (上限20万円)